令和８年第９回農業委員会総会議事録

令和８年９月１８日（金）第９回総会を市役所南庁舎１階会議室１Ｃに招集した。

農業委員　１６人

会長　１８番　神 山 順 一　　会長職務代理者		
２番　安 達 利 延	３番　赤 井 勝 利	４番　小 田 正 廣
５番　西 村　　勉	６番　信 谷 昌 吾	７番　梶 原 洋 子
８番　藤 川　　雅	９番　仲 田 清 志	１０番　山 田 修 久
１１番　後 藤 保 夫	１２番　清本　敬二	１３番　井 藤 孝 久
１４番　平　　利 一	１５番　奥 津 忠 和	
１７番　磯 田 高 行		

推進委員　　９人

	２番　兒 玉 公 治	３番　道 繁　　要
４番　谷　　房 子	５番　三 輪 金 樹	６番　妹 尾 良 和
７番　山 田 條 一	８番　大 原 砂 利	９番　逸 見　　弘
１０番　妹 尾 元 弘		

欠席委員　　３人

１番　奥 津 賢 司	１６番　森　　立 夫	１番　谷 岡 貴 寿

議事　　議案第３４号　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第３５号　農地法第４条の規定による許可申請について
議案第３６号　農地法第５条の規定による許可申請について
議案第３７号　農地中間管理事業に係る農地利用集積等促進計画案について
議案第３８号　現況証明に係る現況認定について

報告事項　　法務局照会について
完了届について

協議事項
そ の 他

事務局職員（書記）　局長　　小寺　俊一
主幹　　深田　耕介
主幹　　福田　洋介
主査　　久川　一生

（開会時刻　午前９時３０分）

福田主幹	ただいまから新見市農業委員会第９回総会を開催いたします。本日の出席は、２５名、欠席１番奥津委員、１６番森委員、推進委員１番谷岡委員です。では、神山会長がご挨拶を申し上げます。
会　　長	皆さん、おはようございます。９月に入りまして農地利用状況調査等も進めておられることと思います。農繁期で忙しい中で農業委員としての活動もされておられます。皆様、体調に気をつけながら励んでいただきたいと思います。本日も、慎重審議のうえ、スムーズに進行していきたいと思いますのでよろしくお願いします。
福田主幹	それではこれからの進行は、会長よろしくお願いいたします。
会　　長	それでは只今から日程１「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、５番西村委員、６番信谷委員にお願いいたします。続きまして日程２「議事」に入ります。議案第３４号農地法第３条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
久川主査	農地法第３条につきまして今回の議案についてでございますが、第３条の申請が２件ございました。 それでは、１番でございます。現地確認を９月２日に行っております。場所は哲西町八鳥、現況地目は畑１筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は野菜と花、作業従事者は２人でございます。 次に農地法第３条第２項各号の状況でございますが、まず、第１号でございます。譲受人は、取得農地は面積が狭く、全て手作業にて耕作する予定です。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第２号ですが、譲受人は個人であり適用はございません。第３号につきまして信託ではないので適用はございません。第４号譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして農作業に従事すると見込まれますので、該当はございません。第５号、貸借ではありませんので該当はございません。第６号ですが、本申請地は畑として利用されており、譲受人が贈与により譲り受けた後も引き続き耕作することで双方合意に至ったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
会　　長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。１５番。

奥津(忠)委員	１５番奥津です。確認日は９月５日、奥津（賢）委員、妹尾推進委員、私とで確認しました。場所は、野馳小学校から県道を新見方面に５００ｍ行ったところに●●●●の前にありました。特に問題ないと思います。
会　　長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについて、ご意見ご質問はございませんか。 （意見、質問なし） ご意見、ご質問ございませんので、議案第３４号１番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 （全員挙手） 全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、２番について、事務局の説明をお願いします。
久川主査	次に２番でございます。現地確認を９月２日に行っております。場所は新見、現況地目は畑１筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は２人でございます。次に農地法第３条第２項各号の状況でございますが、まず、第１号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第２号ですが、譲受人は個人であり適用はございません。第３号につきまして信託ではないので適用はございません。第４号譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして農作業に従事すると見込まれますので、該当はございません。第５号、貸借ではありませんので該当はございません。第６号ですが、本申請地は、申請地近隣の家を譲受人が購入することに伴い、申請地も売買により取得し耕作するということで双方合意に至ったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
会　　長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。１０番。
山田委員	１０番山田です。９月７日、月曜日に平委員、谷推進委員、私とで現地

	確認をしました。場所は、●●●●●●●を通り過ぎＴ字路を右折し１５０ｍ進んだ先の左手の場所となります。現地確認をした上で問題ないと考えます。報告は以上です。
会　　長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについて、ご意見ご質問はございませんか。 （意見、質問なし） ご意見、ご質問ございませんので、議案第３４号２番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 （挙手多数） 賛成多数と認め、申請のとおり許可妥当といたします。続きまして、議案第３５号農地法第４条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
久川主査	続きまして第４条の申請につきまして、事前には申請が２件ございましたが計画の変更があり今回申請は１件とさせていただくものです。それでは、１番でございます。現地確認を９月２日に行っております。場所は千屋、現況地目は畑１筆、転用目的は墓地で、転用理由は、申請人の墓地は自宅から離れた山間部に位置しており、管理に利便性のある、自宅付近の土地に新設したいため　です。工事期間は令和８年９月２０日から令和８年１０月２０日です。この申請地は、甲種農地、第１種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しない第２種農地と考えます。農地区分は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えます。資金計画ですが、土地造成費・墓石移設費は記載のとおりで、すべて自己資金により実施するということです。以上です。
会　　長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。４番。
小田委員	４番小田です。確認は９月１５日、兒玉推進委員と行いました。場所は、千屋から●●●●線の●●バス停から２００ｍ行ったところに申請人の農機具倉庫があります。その隣にあります。問題ないと思います。
会　　長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについて、ご意見ご質問はございませんか。

	（意見、質問なし） ご意見、ご質問ございませんので、議案第３５号１番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 （全員挙手） 全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。続きまして、議案第３６号農地法第５条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
久川主査	農地法第５条の申請につきまして、申請が１件ございました。 それでは、１番でございます。現地確認を９月２日に行っております。場所は新見、現況地目は田１筆で、転用目的は宅地です。転用理由ですが、申請地を造成して、分譲住宅地として利用するためです。契約の種類は売買による所有権移転です。工事期間は許可日から令和９年７月３１日です。この申請地は、都市計画法に規定する用途地域内にある第３種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地購入費、土地造成費などは記載のとおりで、全て自己資金によるものです。以上です。
会　　長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。１０番。
山田委員	１０番山田です。９月７日に平委員、谷推進委員と私で現地確認しました。場所は、●●●●●●から下に行くと●●●があります。そこから１５０m進むと住宅団地がありその下にありました。問題ないと考えます。報告は以上です。
会　　長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについて、ご意見ご質問はございませんか。 （意見、質問なし） ご意見、ご質問ございませんので、議案第３６号１番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 （全員挙手）

	全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。なお、５条の議案については面積が３０ａ未満のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいか。
全　　員	「よろしい。」
会　　長	それでは諮問不要とし、許可を決定いたします。続きまして、議案第３７号農地中間管理事業に係る農地利用集積等促進計画案について、事務局の説明をお願いします。
小寺局長	農地中間管理事業に係る農地利用集積等促進計画案について、今回新規について１件でております。 １番、神郷下神代地内、田２筆１０年２か月、使用貸借。 借受人は農業従事者、農機具等揃っており農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の要件を満たすと考えます。新規については、以上です。
会　　長	新規について、事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を求めます。推進委員８番。
大原委員	推進８番大原です。９月４日、仲田委員、信谷委員と現地確認しました。場所は、●●●●●●●から西へ１キロ先、国道を挟んで２筆ありました。問題ないと思います。以上です。
会　　長	事務局、地区委員の説明が終わりました。新規について、ご意見ご質問はございませんか。 （意見、質問なし） ご意見、ご質問ございませんので、議案第３７号１番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 （全員挙手） 全員賛成と認め、本案件は決定とします。続きまして、再設定について、事務局の説明をお願いします。
小寺局長	再設定が８件出ております。２番から９番まで、これは旧法から切替ということで再設定となります。今までで耕作されてきたものの継続ですの

	で、問題はないと考えます。以上です。
会　　長	再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説明がありますか。
地区委員	「ありません。」
会　　長	ないようなので、議案第３７号再設定の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 （全員挙手） 全員賛成と認め、再設定は決定とします。続きまして、議案第３８号現況証明にかかる現況認定について、事務局の説明をお願いします。
久川主査	それでは、現況証明に係る現況認定につきまして、今回１件申請がございました。現地確認を９月２日に行っております。それでは、１番でございます。場所は金谷、台帳地目は畑１筆です。現況地目は雑種地でございます。理由は、申請地は、前々所有者が昭和３６年頃市外へ転居し、農地として耕作しておらず、現況のとおりとなっている。というものでございます。以上です。
会　　長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。５番。
西村委員	５番西村です。確認日は９月１１日、森委員、三輪推進委員、私の３名で確認いたしました。申請地ですが、金谷●●です。国道１８０号より●●●を渡り、トンネルの手前を●●●に入り１キロ進むと右側に●●●●があります。道路左側に●●が●●ありその中にありました。雑種地になっておりました。以上です。
会　　長	事務局、地区委員の説明が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。 （意見、質問なし） ご意見、ご質問ございませんので、議案第３８号について認定に賛成の方は挙手をお願いいたします。 （全員挙手）

	全員賛成と認め、認定とします。続きまして、日程２報告事項に入ります。法務局照会について、事務局の説明をお願いします。
久川主査	法務局照会につきまして、今回２件ございました。それでは、１番です。現地確認を８月１８日に行っております。場所は哲多町花木、登記地目は畑１筆、現況地目は宅地という申請で、該当地の、●●●●番●は時期不詳で宅地となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、「非農地」と回答しています。以上です。
会　　長	この件について、関係地区委員より報告願います。２番。
安達委員	２番安達です。現地確認を８月１８日に、井藤委員、逸見推進委員、私で実施しております。当地につきましては、●●トンネルを哲多方面に向けて進みトンネルを出たすぐのところを左に３キロ進むと●●●●地区があります。その中心地点に申請人の自宅があります。申請人の父親が、昭和４０年代ごろと思われますが、古い小屋を潰して新しく離れ（家）を建てられました。その離れ（家）に隣接した土地がこの記載されている土地です。建物の敷地となり農機具等を置かれております。宅地となっておりました。以上です。
会　　長	続いて、２番お願いします。
久川主査	次に、２番です。現地確認を８月２４日に行っております。 場所は大佐田治部、登記地目は畑１筆、現況地目は宅地という申請で、 該当地の、●●●●番●は時期不詳で宅地となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、「非農地」と回答しています。以上です。
会　　長	この件について、関係地区委員より報告願います。１１番。
後藤委員	１１番後藤です。確認は８月２２日に行いました。場所は、県道新見勝山線を進むと●●●●●●があります。その手前を２００ｍ右に入ると踏切がありその横に●●●があります。その●●●の裏に水路と線路に挟まれた土地で草が生えておりました。
会　　長	続きまして、完了届について、事務局の説明をお願いします。
小寺局長	完了届が９件出ております。

	１番、下熊谷地内、田２筆　農地法第５条、資材置場 総会日令和７年３月１７日、完了日令和８年７月３０日 ２番、正田地内、畑１筆、農地法第５条、露天駐車場 総会日令和４年１０月１４日、完了日令和４年１１月１０日 ３番、大佐上刑部地内、畑１筆、農地法施行規則第２９条、農機具倉庫 総会日令和８年４月１７日、完了日令和８年３月２４日 ４番、豊永宇山地内、畑１筆、農地法第４条、墓地 総会日令和６年７月１７日、完了日令和６年８月１６日 ５番、哲西町矢田地内、田１筆、農地法第４条、圃場整備くぼだおし 総会日令和７年１月１６日、完了日令和８年７月２４日 ６番、哲西町矢田地内、田１筆、農地法第４条、圃場整備くぼだおし 総会日令和７年１月１６日、完了日令和８年７月２４日 ７番、大佐布瀬地内、畑１筆、農地法第４条、墓地 総会日令和８年７月１５日、完了日令和８年７月２４日 ８番、大佐布瀬地内、畑１筆、農地法第５条、林業資材等置場 総会日令和７年１月１６日、完了日令和８年１月２７日 ９番、足見地区、畑１筆、農地法施行規則第２９条、農道設置 総会日令和８年３月１７日、完了日令和８年８月１０日 以上です。
会　　長	この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願いします。
赤井委員	３番赤井です。確認日は９月４日、平委員、谷岡推進委員の３名で確認しました。場所は、下熊谷●●地内の縦貫道橋梁工事のための資材置場として借りておりましたが綺麗に整地できておりまして問題ないと思います。以上です。
西村委員	５番西村です。確認日は９月１１日です。森委員、三輪推進委員、私で確認しました。露天駐車場ができておりました。以上です。
梶原委員	７番梶原です。当該地を８月１８日、後藤委員、磯田委員、山田推進委員、私の４名にて確認しました。問題ありませんでした。以上です。
清本委員	１２番清本です。確認日は８月１８日です。藤川委員、妹尾推進委員、神山会長と確認しました。整地され問題ありません。
奥津(忠)委員	１５番奥津です。５番、６番、９月５日確認しました。

磯田委員	１７番磯田です。７番、８月５日確認しました。墓地ができておりました。８番、確認日は８月５日です。木材搬出のための資材置場として使用しておりましたが、綺麗に整備しておりました。以上です。
藤川委員	８番藤川です。９月１４日に確認いたしました。完了しておりました。以上です。
会　長	続きまして、日程３協議事項に入ります。事務局から何かありましたらお願いします。
久川主査	前回総会で、野帳の地図と野帳表記につきましてご指摘をいただきました。地図ですが、所有者を記載したものを再度印刷しお配りしております。野帳につきましてもＡ判定、特に現況調査結果を記入する欄に過去の記載が無かったということで再度印刷しました。昨年の調査で記載がない地区につきましては差替えの野帳はございません。前にお配りしたものをそのままお使いください。一部判定が入っていたものは一部の印刷をしているものをお配りしております。 農地パトロールの記入についての説明。 農地部会開催について。 １１月２０日開催予定の農業委員、推進委員研修会について。 視察研修について。
会　　長	続きまして、その他ですが事務局から何かありますか。
事務局	「ありません。」
福田主幹	次回の総会について、１０月１９日　月曜日　午前９時３０分から、南庁舎１階会議室１Ｃで開催いたします。以上です。
会　　長	他に、何かありますか。ご意見、ご質問はございませんか。それではないようですので、本日、会長代理が休みなので私が代わりに閉会の挨拶をいたします。 （閉会挨拶）

（閉会時刻　午前１０時１０分）

令和８年９月２５日作成

署名委員

議　長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

委　員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

委　員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿